

寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「この法人」という。）が、寄付の申し入れ者（以下「寄付者」という。）から金銭またはその他の財産（以下「寄付金等」という。）の給付を受ける場合の取り扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において寄付金とは、寄付者がこの法人が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄付者がこの法人が行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等（以下「寄付物品等」という。）で金銭以外のものをいう。

(寄付の申し入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄付者からこの法人に対し寄付の申し入れがあったときは、寄付内容を確認しなければならない。

2 前項の寄付の申し入れを受ける場合には、代表理事の承認を受けなければならない。また、寄付が重要な財産の場合は理事会の承認を得なければならない。

3 寄付の申し入れを受けることになったときは、当該寄付者に連絡するとともに、書面により寄付の申し入れを受けるものとする。

4 前項の書面には、次のような事項を記載する。

①寄付者の住所・氏名

②寄付金の額・金銭の種類（現金、現金同等物その他）

③寄付物品・固定資産の量・種類等

④寄付金については、その用途が限定されていない寄付金またはその用途が特別に指定されている寄付金かの区分を記載する

⑤その他必要事項

5 寄付金または寄付物品等を受領したときは、寄付者に対し受領書を発行するとともに、この法人として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄付受入の制限)

第4条 次の各号の一に該当する条件が付されている寄付金は、受け入れることができないものとする。

(1) 寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること

(2) 寄付金等により得られた成果を寄付者に譲渡し、または使用させること

(3) 寄付金の使用について、寄付者が会計検査を行うこととされていること

(4) 寄付の申し入れ後、寄付者がその意思により寄付金等の全部または一部を取り消

すことができること

(5) 寄付金等を受け入れることにより著しい経費の負担をともなうこと

(6) その他代表理事がこの法人の運営上、特に支障があると認める条件

(寄付金または寄付物品等の使途)

第5条 第3条第4項による使途が特別に指定されている寄付金または寄付物品等は、寄付者の指定に従い使用する。

2 第3条第4項による使途が限定されていない寄付金については、その50%以上80%以内を公益目的事業費に、他は公益目的事業の推進に資するために必要な事業費及び管理費に使用するものとする。使途が限定されていない寄付物品等についても同様とする。

3 前項の寄付金または寄付物品等の公益目的事業等への配賦については、理事会の決議による。

(寄付金の使途の変更)

第6条 寄附の目的を達成し、残額が生じることにより、使途を変更して寄付金を使用するときは、寄付者に意向を確認の上、代表理事がその使途を定める。

(寄付金の事務処理手続)

第7条 寄付金をこの法人の基本財産として扱う場合には、評議員会の決議を得なければならない。

(寄付物品等の事務処理手続)

第8条 寄付物品等については、この法人の経理規程に定める手続に従い処理するものとする。

2 寄付された固定資産を基本財産として扱う場合には、評議員会の決議を得なければならない。

3 寄付された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、資産管理台帳等に記載しなければならない。

4 固定資産で登記を要するものについては、寄付者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会の設立の登記の日（2011年2月1日）から施行する。